別表四の二付表の記載要領第六号中「「非適格合併又は残余財産の全部分配等による移転資産等の譲渡利益額又は譲渡損失額　㈭」」を「「非適格合併又は残余財産の全部分配等による移転資産等の譲渡利益額又は譲渡損失額　㈮」」に改める。

別表五一の表、別表五の二一の表及び別表五の二一付表一の表中

未納道府県民税 （均等割額及び利子割額を含む。）

を

未納道府県民税 （均等割額を含む。）

に改める。

別表六㈠の表中

当期の法人税額 （別表一(一)「4」､別表一(二)「4」又は別表一(三)「4」）

を

当期の法人税額 （別表一(一)「4」－「11」)､(別表一(二)「4」－「9」)又は(別表一(三)「4」－「9」）

に、

所得金額又は欠損金額 （別表四「48の①」）

を

所得金額又は欠損金額 （別表四「49の①」）

に改め、同表の記載要領第一号中「第66条の７（特定外国子会社等に係る外国税額の控除」を「第66条の７第１項（内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例」に、「第66条の９の３（特定外国法人に係る外国税額の控除」を「第66条の９の３第１項（特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例」に改め、同第二号中「「所得金額又は欠損金額（別表四「48の①」）㈢」」を「「所得金額又は欠損金額（別表四「49の①」）㈢」」に改め、同第三号中「（被合併法人等の最終の事業年度の欠損金の損金算入」を「（適格合併等による欠損金の引継ぎ等」に改める。

別表六㈡の二の表中

特定外国子会社等に係る控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額 （別表十七(三の三)「18」）

を

特定外国子会社等又は外国関係会社に係る控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額 （別表十七(三の三)「18」＋別表十七(三の十一)「37」）

に、

特定外国子会社等に係る減額分 （別表十七（三の三）「17」）

を

特定外国子会社等又は外国関係会社に係る減額分 （別表十七(三の三)「17」＋別表十七(三の十一)「36」）

に改め、同表の記載要領第一号中「第66条の７（特定外国子会社等に係る外国税額の控除」を「第66条の７第１項（内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例」に、「第66条の９の３（特定外国法人に係る外国税額の控除」を「第66条の９の３第１項（特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例」に、「第68条の91（特定外国子会社等に係る外国税額の控除」を「第68条の91第１項（連結法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例」に、「第68条の93の３（特定外国法人に係る外国税額の控除」を「第68条の93の３第１項（特殊関係株主等である連結法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例」に改める。

別表六㈣の表中

平・・	平・・	平・・	平・・	平・・

を

・・	・・	・・	・・	・・

に、

昭平・・ 昭平・・

昭平・・ 昭平・・	昭平・・ 昭平・・	昭平・・ 昭平・・	昭平・・ 昭平・・

を

・・ ・・	・・ ・・	・・ ・・	・・ ・・	・・ ・・

に改め、同表の記載要領第一号中「及び次号」及び「平成21年４月１日以後に開始する事業年度又は連結事業年度において納付することとなる」を削る。

別表六㈤の表中

平・・	平・・	平・・	平・・	平・・

を

・・	・・	・・	・・	・・

に改め、同表の記載要領第一号中「、平成元年４月１日以後に開始する事業年度において、」及び「平成21年４月１日以後に開始する事業年度又は連結事業年度において納付することとなる」を削り、同第四号㈠中「被合併法人等の最終の事業年度の欠損金の損金算入」を「適格合併等による欠損金の引継ぎ等」に改める。

別表六㈥の表を次のように改める。